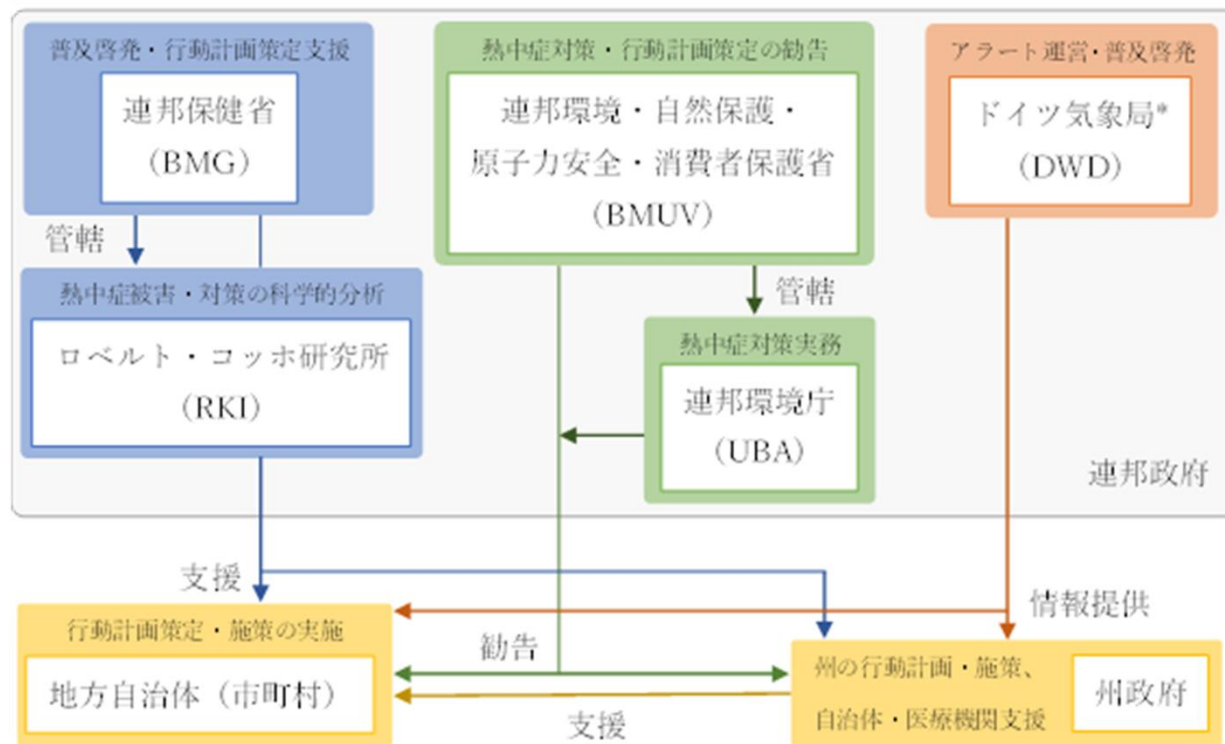


10-1. 実施体制

事例2 ドイツ

- 2003年のヨーロッパで多数の死者を出した大規模な熱波以来、暑熱による健康被害への対策を検討している。
- 現在**ドイツ全体で熱中症対策を行うための法律等は整備されておらず**、具体的な対策は各自治体に委ねられており、連邦政府は各自治体が計画策定することへの支援等を行っている。
- ドイツにおいては、**熱中症弱者と直接やり取りし対策を促す**ヒートテレフォン等の取組が行われている。



- 連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省（BMUV）が**2017年3月に発表した行動勧告を中核**として、複数の**連邦政府機関が支援**し、地方自治体が施策を実行する体制がとられている。
- **具体的な行動計画等は各州や郡等の自治体で策定**。気候や人的・財政的資源が異なるため、対策の進捗も自治体ごとに異なる。

ドイツ政府ウェブサイト及びヒアリング調査より

ドイツにおける普及啓発

● ヒートテレフォン

アラートが発令される等熱波で危険な環境になった際に、**高齢者に電話をかけ、暑さについて会話し注意喚起を促す**。例えば、“トイレに行く回数が増えてしまうのは残念ですが、頻繁に水分摂取をしましょう”といった形。

● バディーシステム

地域の中に近隣住民を見守る人を決め、熱中症対策等と呼びかける試み。普及率の低さや、当事者意識が無い人への働きかけ等が今後の課題。

自治体支援

- 連邦保健省（BMG）では、**自治体の熱波対策ポータルサイト「Hitzeservice」を作成**。熱波発生時の健康保護のための施策や、長期的な計画策定のヒント等が掲載されている。市町村連盟に対しどのようなサポートが必要か、計画策定にあたり生じている課題等の調査も実施。その上で、ガイドラインを作成。
- 保健省から委託を受け「Hitzeservice」の運営を担うコンサルティング会社（ecolo）においてオンライン研修を実施しており、自治体や関係者に対し交流会や情報提供、ネットワーキングの機会等を設けている。